

佐賀市内で生活困窮者の支援に取り組むみなさまへ

繋がろう

そして届けよう

活動助成
上限

50万円

かけがえのない1人のために

生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金交付

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズにお応えし、その支援体制を強化するために、佐賀市内において支援活動に携わる企業・団体に活動費を支援します。詳細は裏面をご覧ください。

佐賀市生活自立支援センター

受託運営団体：認定特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス

住所：佐賀県佐賀市白山2丁目2-7 KITAJIMAビル1階

TEL:0952-60-6209(平日10時~18時)

MAIL:jjritsu-center@student-support.jp

*お電話やメールでお問い合わせくださる際は「プラットフォーム補助金交付の件で」とお伝えください。



佐賀市生活自立
支援センター HP

募集要項

1. 今回の募集について

この度、佐賀市及び佐賀市生活自立支援センター職員に加え、外部有識者を含めた「プラットフォーム整備事業補助金交付選考委員会」（以下、選考委員会と表記）は、新型コロナウイルス感染症やコロナ禍における物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズにお応えし、その支援体制を強化するために、活動費を支援します。

この補助金は、厚生労働省の「令和4年度（令和3年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱」（厚生労働省発社援0415第3号）に基づく間接補助であり、本要綱に定める事業に要する経費を交付の対象として、選考委員会が適切と認める団体等が行う事業を対象とします。

2. 交付スケジュール

- ◆申請受付期間
令和4年8月15日（月）～31日（水）
- ◆交付対象期間
決定通知受理後～令和5年2月末日
- ◆選考予定日
令和4年9月15日
- ◆採択通知
支援団体選考後に採択可否及び交付金額の通知と支援決定団体にはプラットフォーム整備事業補助金交付請求書（様式第5号・様式第6号）をメールにて送付します。

3. 対象となる企業・団体

- ◆佐賀市内に拠点を設置している企業・団体
 - ・佐賀市生活自立支援センターと連携して支援を行っている又は今後、連携して支援を行う予定がある団体
 - ・法人格の有無は問いませんが、規約等により責任体制が明らかとなっている必要があります。
 - ・佐賀市内における活動実績があれば応募することができます。

4. 対象となる事業及び交付金額

市内において、食糧や日常生活用品等の物資支援や就労、住まい、地域づくり等、地域の実業に応じた多様な支援活動
一団体あたり上限50万円

5. 申請方法

- ◆佐賀市生活自立支援センター又は、佐賀市のHPより、下記の書類をダウンロードしてメールにて申込み
 - ・プラットフォーム整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・プラットフォーム整備事業補助金所要額調書（別紙1）
 - ・支援活動事業計画書（別紙2）
- ◆メール送信後、申請書類受理のメールが届きますので必ずご確認ください。（郵送・持参不可）
 - ・メールタイトル：プラットフォーム申込書<貴団体名>
 - ・メール送信先：jiritsu-center@student-support.jp

6. 選考方法と選考基準について

- ◆原則書類選考としますが、必要に応じて電話やメール等による追加のヒヤリングを行う場合があります。
- ◆主に次の点を総合的に評価します。
 - ①生活困窮者支援に係る活動内容と実績
 - ②提案内容の公益性、先駆性及び実現可能性
 - ③佐賀市及び佐賀市生活自立支援センターとの連携実績
 - ④関係団体との連携や協働の実績及び今後の期待

7. 採択団体が実施すること

- ◆申請内容と予算を選考委員会と調整しながら確実に実施すること
- ◆活動実施の積極的な情報発信及び報告など（ホームページ、ブログ、facebook、プレスリリース等）

8. 交付金の支払い方法について

- ◆採択団体には、決定通知後にご提出いただいた銀行口座へ補助金の振込を行います。

9. 重要な注意事項（必ずお読みください）

- ◆9-1 採択の可否に関わらず、プラットフォーム構成機関として登録されることをご承諾の上、ご応募ください。
- ◆9-2 佐賀市及び佐賀市生活自立支援センターが企画する研修会等への可能な限りのご参加をお願いします。
- ◆9-3 交付対象団体情報（公開情報 団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、交付金額）を公開します。
- ◆9-4 申請時にご記載いただいた個人情報、当選考委員会の選考業務に使用し、それ以外には使用しません。
- ◆9-5 提出いただいた書類・資料等は返却できません。
- ◆9-6 対象経費は次の通りとする。
 - ・官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備の実施に必要な経費（令和4年4月28日以降の経費に限る）
 - ・給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（1件30万円未満のものに限る）、負担金、補助金及び交付金
- ◆9-7 事業変更や中止については、所定の変更様式（様式第2号・様式第3号）の提出が必要となります。また、交付済みの交付金で余った費用は当委員会に返還していただきます。
- ◆9-8 実績報告については、令和5年3月17日までに様式第4号・別紙3・別紙4のご提出をお願いします。新聞やテレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。
- ◆9-9 関係書類等の保存については、交付金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施終了後5年間の保存が必要です。

お申込み様式のダウンロードはこちらから（※どちらからでもダウンロードできます）

- ◆佐賀市役所 HP： <https://www.city.saga.lg.jp/main/20169.html>
- ◆佐賀市生活自立支援センター HP： <http://student-support.jp/jiritsu/>

問い合わせ・応募書類提出先

佐賀市生活自立支援センター

TEL：0952-60-6209 MAIL： jiritsu-center@student-support.jp



佐賀市役所



佐賀市生活自立支援センター